

阿武町版総合戦略推進支援業務委託に係る公開型プロポーザル実施要項

人口約 3,400 人の当町では、平成 27 年度にこれからのまち・ひと・しごとづくりの指針をまとめた「阿武町人口ビジョン」および「阿武町版総合戦略～選ばれる町をつくる～」を策定し、平成 28～29 年度にかけて、「すまい」、「しごと」、「ひと」の多様な創出に向けて、戦略における 8 つのプロジェクトの基盤づくりを行ってきた。

今年度からは、その基盤を活用し、各プロジェクトをさらに展開していく必要がある。特に、平成 29 年度の「TsuQuRo プロジェクト」において多くの人の手で空き家を改修し、完成した「阿武町暮らし支援センター」において、今年度から、すまいとしごとの情報を発信し、戦略のプロジェクトを進めるまちの拠点として「阿武町の玄関づくりプロジェクト」を中心にさらなる展開が求められる。

また、これまでは、町内のしごとの情報を収集し、情報発信をしてきたが、これからは、町の基盤産業となる第一次産業を中心とした新たなしごと創出も同時に行っていく必要が出てきた。

ついては、以上の施策上必要な支援を専門的に行う業務を「阿武町版総合戦略推進支援業務」として委託し、住民も巻き込んだ施策のさらなる展開を実施する。

1 趣旨

この実施要項は、阿武町版総合戦略推進支援業務（以下「本業務」という）の受託者を、公開型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

阿武町版総合戦略推進支援業務

(2) 業務内容

① 阿武町暮らし支援センターの企画・運営に関する支援業務

センターに常駐する集落支援員や 21 世紀の暮らし方研究所での活動とともに、センターで展開していく事業の支援を行う。

② しごとの創出に係る支援業務

町の基幹産業である第一次産業を中心とした新たなしごとの創出を行う。

(3) 委託期間

契約締結時から平成 31 年 3 月 31 日（日）

- (4) 委託上限額
8, 8 1 2 千円（消費税及び地方消費税含む）
- (5) 委託方法
企画提案を募った後に、プレゼンテーションによる選考を行い、最優秀の
1 事業者を決定し、業務を委託する。
- (6) 業務場所
阿武町全域

3 担当部署

阿武町役場 まちづくり推進課 企画定住係（担当：岡村）
〒759-3622 阿武町大字奈古 2 6 3 6 番地
電話：08388-2-3111（直通）
ファックス：08388-2-2090
メールアドレス：machisui01@town.abu.lg.jp

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

日 程	項 目
平成 3 0 年 5 月 2 日（水）	募集開始
同 5 月 1 0 日（木）	質問受付期限
同 5 月 1 7 日（木）	参加表明書等の提出期限
同 5 月 2 5 日（金）	企画提案書等の提出期限
同 5 月 2 8 日（月）	プレゼンテーション
同 5 月 3 0 日（水）	選定結果通知、公表

5 応募資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 本要項において定める業務について、遂行能力を有するとともに適正な実施体制を有し、委託者の指示に柔軟に対応できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づく更生手続き開始の申立、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定にも続く再生手続き開始の申立がされていないこと。
- (4) 租税を滞納していないこと。

6 応募について

(1) 募集要項の配布

(ア) 配布期間

期間：平成30年5月2日（水）から同年5月10日（木）まで

(イ) 配布場所

募集要項は下記ホームページで配布する。

阿武町ホームページ【<http://www.town.abu.lg.jp/>】

(2) 質問の受付

(ア) 受付期間

期間：平成30年5月2日（水）から同年5月10日（木）まで

時間：午前9時から午後5時まで

(イ) 提出方法

質問書（様式第2号）により、事務局へ電子メール

(machisui01@town.abu.lg.jp) で提出すること。

電子メールの「件名」を「【質問】阿武町版総合戦略推進支援業務」とすること。

(ウ) 回答方法

質問に関する回答は、順次、阿武町ホームページに掲載するものとし、回答した内容は、本要項に記載する内容の追加又は修正とみなす。

阿武町ホームページ【<http://www.town.abu.lg.jp/>】

(3) 参加表明書等の提出

応募を検討する事業者は、次の書類を持参又は郵送により提出するものとする。

(ア) 提出書類

① 参加表明書（様式第1号）

事業者名、代表者名、担当者氏名、連絡先等を記載

② 事業者の実績（様式は任意）

③ 国税及び地方税の未納や滞納がないことを証する資料

※納税証明書を添付すること（写しでも可）

④ 本業務の実施体制及び従事予定者名について（様式は任意）

(イ) 提出期限

平成30年5月17日（木）午後5時までに必着とする。

(ウ) 提出方法

持参又は郵送。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(エ) 提出先

「3 担当部署」へ提出。

(オ) 提出書類

- ① 正本 1 部
- ② 副本 8 部

(4) 企画提案書等の提出

本事業に参加する事業者は、次の書類を持参又は郵送により提出するものとする。

(ア) 提出書類

① 企画提案書（様式は任意）

- ・用紙はA 4 版 1 0 枚以内、印刷は片面・両面どちらも可とする。
- ・「2 業務概要（2）業務内容」に示している①②は必ず企画書内に記載をすること。
- ・また、企画のコンセプト、企画の特徴、特記すべきポイントがあれば記載のこと。

② 見積書（様式は任意）

消費税及び地方消費税相当額を含む額とし、業務内容ごとの具体的な積算内訳を明示すること。

③ 業務スケジュール（A 3 版 1 頁、様式は任意）

(イ) 提出期限

平成 3 0 年 5 月 2 5 日（金）午後 5 時までに必着とする。

(ウ) 提出方法

持参又は郵送。持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(エ) 提出先

「3 担当部署」へ提出。

(オ) 提出書類

- ① 正本 1 部
- ② 副本 8 部

(カ) 提出書類の取扱い

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、町が必要と認めるときは、その内容が無償で利用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案書類については、事業者の選定にかかる本事業の公表の目的以外には原則使用しない。

(キ) 提出書類の返却

提出された提案書類等は返却しない。

町は、選定後、選定された者の提案内容に拘束されないものとする。

区 分		様式、必要書類	備 考
参加表明	①参加表明書	様式第1号 事業者名、代表者名、代表者印、担当者氏名、連絡先等を記載	正本1部、副本8部を提出 提出期限 平成30年5月17日 (木) 午後5時
	②事業者の実績	任意	
	③税完納の証明	納税証明証等を添付	
	④従事予定者名	任意	
企画提案	①企画提案書	任意 A4用紙で10枚まで	正本1部、副本8部を提出 提出期限 平成30年5月25日 (金) 午後5時
	②見積書	任意 税込みの金額を記入	
	③業務スケジュール	任意 A3用紙で1枚	

7 選定方法

(1) 受託候補者の選考

庁内に「阿武町版総合戦略推進支援業務受託候補者選定委員会」(以下「選考委員会」という)を設置し、「8 評価及び選定の方法」に基づき総合的に審査を行う。

(2) 審査

書類、プレゼンテーション及び見積金額について総合的に審査を実施し、採点の合計により各提案者の順位を決め、第1受託候補者と第2受託候補者を選定する。なお、プレゼンテーション審査は次のとおり実施する。

(ア) 日時・会場

平成30年5月28日(月)

※会場等も含め、詳細は別途通知する

(イ) 所要時間

プレゼンテーション(提案説明)25分、質疑応答15分

(ウ) プレゼンテーション実施者

3人以内の出席とし、従事予定者による説明を実施すること。

(エ) 内容

提出した資料を用いてプレゼンテーションを行う。

(オ) 使用機器

プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等必要な機器は持参す

ること。

(カ) 選考結果

選考結果については、プレゼンテーションに参加したすべての提案者へ自己の結果のみを文書により通知する。

(キ) その他

プレゼンテーションは提出された企画書に基づき行うこととするが、方法の指定等はなく自由な発想により企画の魅力を伝えること。

審査結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

総得点が1位であっても、募集要項に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、優先交渉権者として選定しないことがある。

(3) 受託候補者

第1受託候補者は、町と要項及び価格等の細目について協議するものとする。この場合に、町は必要に応じて第1受託候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。ただし、第1受託候補者と協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議を行うものとする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者として選定し、上記協議を行う。

8 評価及び選定の方法

(1) 評価の視点

(ア) 事業者の規模等

本事業に適切かつ柔軟にできる実施体制等が整えられているか

(イ) 従事予定者について

本業務を遂行する上での経験や実績は豊富か

本業務の企画提案について、的確に説明できるか

(ウ) 企画提案について

コンセプトは、本業務の目的を十分に理解している内容か

(エ) 見積金額について

見積金額は妥当か

(2) 審査項目、配点及び審査のポイント

審査項目	審査のポイント	配点
阿武町暮らし支援センターの企画・運営に	・「まちの玄関」として、仕事と住まいの情報拠点、貸しスペース及び貸しキッチン の機能を十分に発揮できる内容であるか	30点

について	・町内外の人の交流を生み、地域活性化につながるか ・奈古浦地区の集落点検を行うことができるか	
しごと創出について	・第一次産業の新たな仕事創出が可能か ・阿武町の地域資源をベースとしたものか ・持続可能なものか	30 点
阿武町版総合戦略	・戦略の内容を十分に理解し、8つのプロジェクトの展開が可能であるか	10 点
地域内外への関わりについて	・住民が主体的となる関わりを持つことができるか ・住民の理解や関心を得ることができる内容か	20 点
応募金額	$10 \text{ 点} \times (\text{全応募者の中で最低応募価格}) \div (\text{応募価格}) = \text{得点}$	10 点
合計		100 点

9 契約

受託候補者と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約を締結する。

10 参加辞退

参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類

参加辞退届（様式任意）

(2) 提出期限

平成 30 年 5 月 25 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送。持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 提出先

「3 担当部署」へ提出

11 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る経費は、すべて参加者の負

担とする。

- (2) 町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は原則として認めない。
- (5) 企画提案書等、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。
- (6) 企画提案書等については、委託予定者の選定のために使用するものとし公表しないが、情報開示請求があった場合、阿武町情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - (ア) 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - (イ) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - (ウ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (エ) 見積額が委託上限額を超えている場合
 - (オ) プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - (カ) 選定の公平性を害する行為があった場合
 - (キ) 前各号に定めるもののほか、著しく審議に反する行為があった場合

12 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者の場合であっても審査を実施する。ただし、提案者が無い場合は、本件の公募を中止する。

様式第 1 号

阿武町版総合戦略推進支援業務委託
公開型プロポーザルに係る参加表明書

平成 年 月 日

阿武町長 花田 憲彦 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

阿武町版総合戦略推進支援業務委託公開型プロポーザルについて、下記のとおり参加の希望を表明します。

なお、記載した事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 事業者の概要

住 所	〒
商号又は名称	
代表者氏名	

2 連絡先等

部署名	
(ふりがな) 担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

様式第 2 号

阿武町版総合戦略推進支援業務委託
公開型プロポーザルに係る質問書

平成 年 月 日

商号又は名称		
連 絡 先	担当者所属	
	担当者氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	メールアドレス	

質 問 項 目	質 問 内 容

(注) 質問に当たっては、該当資料の名称、ページ及び行を明らかにすること。